

公共圏論の歴史的展開に関する一考察

－ハーバーマスの Öffentlichkeit 概念と市民的公共圏の歴史的位相－

本多 幸子

あらまし

学説史の中で公共空間といえ、やはりユルゲン・ハーバーマスの公共圏 (Öffentlichkeit) を避けて通るわけにはいかない。本論は、ハーバーマスの出世作とも言える『公共性の構造転換』が、英訳では public sphere となっていることに着目し、Öffentlichkeit 概念が包摂する空間性を問うことから出発し、ハーバーマス公共圏論の基本構図に迫った。本論は、まず、ハーバーマスの Öffentlichkeit 概念の特徴について再確認する作業を行い、次いで、古代ギリシアのポリス以降の市民的公共圏の4つの位相を、ハーバーマスの Öffentlichkeit 概念に即しつつ、検討する。

1. ハーバーマスの Öffentlichkeit 概念

ここでは、わが国における公共空間論に最大の理論的影響を与えたと衆目一致するハーバーマスの公共圏論を取り上げる。ハーバーマス (Jürgen Habermas) の *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft* の第一版は1962年に出版され、細谷貞雄による邦訳は1973年に『公共性の構造転換』——以下、『構造転換』と略記する——というタイトルで未来社から刊行された。バーガー (Thomas Burger) による英訳は1989年に MIT Press から *The Structural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry*

into a Category of Bourgeois Society というタイトルで刊行されている。本論は、ドイツ語の Öffentlichkeit が邦訳では「公共性」、英語では Public Sphere とそれぞれ訳されていることに注目する。Public Sphere に「公共圏」という日本語を当てはめてみれば、公共性と公共圏の意味の違いは自ずと明らかになる。ハーバーマス自身 Öffentlichkeit の多義性を認めつつも、「とくに市民社会に属する圏 (Sphäre)」¹ と述べているように、やはりハーバーマスの Öffentlichkeit 概念は公共圏と理解する方が妥当である。つまり、「誰にも立ち入りと自由な発言が可能な空間」という意味合いを強くもった用語法なのである。ここから、本論は、ハーバーマスの Öffentlichkeit 論は、日本語でいういわゆる「公共性」に関する議論ではなく、公共圏に関する議論であると指定する。ただ、公共圏という語における「圏」が「大気圏」や「関東圏」というように、空間的イメージとしては広すぎる場合もあるため、ここでは public sphere という英語に「公共空間」という訳語を適用して、基本的には公共圏を公共空間と読み替えて使っていくことにする。その上で、本論の出発点として、ハーバーマスの公共空間論の特徴を整理する作業を以下行う。

ハーバーマスの公共空間論のエッセンスは『構造転換 [初版]』の「第2章 公共性の社会的構造 第4節 基本構図」の次の文章に凝縮されていると筆者は考える。まず引用してみよう。

「市民的公共性は、さし当たり、公衆として集

¹ Habermas, 1990, S.56. 参照、細谷訳、1973年、13頁。

合した私人たちの生活圏として捉えられる。これらの私人（民間人）たちは、当局によって規制されてきた公共性を、まもなく公権力そのものに対抗して自己のものとして主張する。〔中略〕民間人は私人である。したがって彼らは『支配』しない。それゆえに彼らが公権力に対してつきつける権利要求は、集中しすぎた支配権を『分割』せよというのではなく、むしろ既存の支配の原理を掘り崩そうとするのである。市民的公衆がこの支配原理に對置する監査の原理が、まさに公開性なのであって、これはもともと支配そのものの性格を変化させようとするものなのである。²

この「基本構図」では、私人（Privatleute）が公衆（Publikum）として集合することが市民的公共性の出発点となる。逆に言えば、公衆として集合しなければ、私人が何人集まろうとそこから市民的公共性は生まれえないということになる。では、「公衆」とはどのような存在なのであろうか？『構造転換』の最初に「公衆」が登場するのは、「公共性の主体は公論（die öffentliche Meinung）の担い手としての公衆」³の件である。公論とは個人的な事情や事件ではなく、当該社会の不特定多数の共通の利害に関わる事柄について論じることであろう。とすれば、「公衆」とは、共通の、あるいは公共的な、関心事なり問題について、自らの利益のためではなく、その一般的もしくは普遍的な解決を視野に入れて、相互に議論し合う、それゆえに議論の能力のある人々というように、敷衍して理解することもあながち間違いではあるまい。言い換えれば、自分の言いたいことだけ言って、「後は野となれ山となれ」でさっさと立ち去ってしまうような人物は「公衆」と呼ばれる資格はないことになる。なぜなら、そのような無責任な言説は、ハーバーマスが言うように、「権力に対してつきつける権利要求」や「既存の支配の原理を掘り崩す」ようなポテンシャルをまったく持ち得ないからである。

この「基本構図」で次に注目したいのは、「集合」（Versammlung）という用語ないし概念であ

る。人間のコミュニケーション手段は文書——最近では電子メール等の電子媒体で——、表情、身振り手振り等であるが、もっとも基本的なものは音声による言語的コミュニケーションである。電話等による遠隔会話や最近ではインターネット上の音声チャットもあるが、相手の表情や身振り手振り、さらには図画文書の提示も含めて複合的にコミュニケーションができる対面的（face-to-face）論議（＝対論）は、もっとも基本的なコミュニケーション手段であろう。こうしたコミュニケーションは人々が特定の物理的空間に、つまり「一つ所」に、集合しないと成立しない。こうした空間こそがハーバーマスの用語では「生活圏」（Sphäre）なのである。われわれはこうした生活圏を「公共空間」、正確には「市民的公共空間」と指称することにする。

ハーバーマスの市民的公共性の議論は、この生活圏を土台にして、あるいは舞台にして、展開する。斎藤純一は、「市民的公共性は、議論による共同意思＝『公論』の形成と公論による政治的支配の合理化をその本質的契機とする」⁴と指摘するが、われわれの立場からすれば、公論が形成されないような生活圏は公共空間とは言えない。その意味で、キャルホーンが「市民社会の観念は、ハーバーマスの公共空間論の基礎である」⁵というの、まったくもって正しい。ハーバーマス自身も次の様に述べている。

市民的公衆の公共的論議は、原理上は、〔中略〕普遍的規則に従って行われる。〔中略〕このような条件のもとで公共の論議から生ずる結論は、合理性を主張することができる。すぐれた論証の迫力から生まれる公論は、その理念から言えば、正論と正義とを一挙に言い当てようとする道徳的に高望みな合理性を要求するのである⁶。

いわゆる「実践的ディスクリス」の呈示であり、『構造転換』でももっともよく引用される件の一つである。本論は、キャルホーンとともに、ハーバーマスが「（公共圏が民主主義を政治的に実践する制度的な場にとどまっているに

² Habermas, 1990, S.86. 細谷訳、1973年、46頁。

³ Habermas, 1990, S.55. 細谷訳、1973年、12頁。

⁴ 斎藤、1987年、265頁。

⁵ Calhoun, 1992, p.7.

⁶ Habermas, 1990, S.119. 細谷訳、1973年、75-76頁。

もかわらず) 民主主義を特殊歴史的に根拠づけることから転換して、超歴史的な人間のコミュニケーション能力に依拠していくのである。〔中略〕コミュニケーション的行為は、社会統合の基盤として貨幣と権力にかわるものをもたらしてくれる⁷と主張していることを積極的に評価したい。なぜなら、ハーバーマスの所論は、公共空間の価値と可能性を追究する筆者のような者に、一種の希望と勇気を与えてくれる。だが、「ハーバーマスが公共圏として概念化したのは、じっさいには西ヨーロッパの公共圏だったのである」⁸というホーエンダール(Peter Use Hohendahl)の指摘を受けつつ、政治文化や個人人の民主主義的成熟度において西欧社会とは似て非なる現代日本社会において、このような機能と潜勢力を持つ公共空間が果たしてどのように現出可能なかを考えるとき、浅からぬ躊躇を覚えることもまた事実である。

とはいえ、本論では、ハーバーマスの議論のエッセンスを市民的公共空間とそこで生成展開する実践的ディスクルスに求めることとし、古代ギリシアの都市国家から英国の近代市民社会成立に至る彼の記述を、以下、簡潔に整理しておくことにしたい⁹。

2. 市民的公共空間の歴史的展開

(1) 古代ギリシアのポリス～公共空間の原点

すでに言及したように、公共空間の重要性は社会統合を可能とする手段ないし様式という点に存する。公論——ハーバーマスが後に常用するより一般的な用語法では「コミュニケーション的行為」——は、国家権力や市場経済同様に、人間生活を調整し調和をもたらしうる手段なのである。しかし、ハーバーマスが強調するように、権力や貨幣は議論を手段とする調整法ではなく、理性と意志の統合を実現するような契機

を本質的にもたないし、支配と神格化に向かう傾向すら有する。したがって、国家と経済は民主的公共空間にとっては重大な論点であるとともに闘うべき相手方なのである。

ハーバーマスは、公共空間およびそこで展開される公論が大きな社会統合を果たした歴史的原点とも言える事例としてギリシアのポリスを取り上げる。彼によれば、公共圏(Öffentlichkeit)は「商品取引と社会的労働の領域としての独自の法則に従って確立された『市民社会』に特有の圏(Sphäre)」¹⁰なのであるが、しかし、公的なものと公的でない私的なものの区別は、「もともとギリシアに発し、今日までローマの形態で伝えられてきたカテゴリーなのである」¹¹そのギリシアの円熟した都市国家では、自由な市民たちに共同な(koikon)国家(Polis)の生活圏は、各個人に固有な(idion)な家(Oikos)の生活圏から截然と区別されている。市民たちの公的生活(bio politikos)は広場(Marktplatz; agora)で演ぜられるのであって、私的生活の場である地域的なもの(etwa local)に結びついているのではない。公共圏が成立するのは会議や裁判の形式を取ることもある対話(Gespräch; lexis)と戦闘であれ闘技であれ共同の行為(gemeinsam Tun; praxis)によってである。ポリスの市民は市民権を持つ家主(oikodespotes)たる男性であり、女性に市民権が与えられることはなかった。しかし、財産の多寡や奴隷の有無が市民権に影響することはなかった。市民たちは相互に対等の者(homoioi)として交際したからである¹²。ハーバーマスは、「すべて存在するものは、公共性の光のもとではじめて姿を現して、万人の眼に映るものとなる。万象は、市民たち相互の対話のなかで、言葉となり形姿を得る。平等な者たちが競い合う闘いのなかで、最優者が傑出してその真価を——不朽の栄誉を——勝ち得る」¹³と述べている。市民は対等ではあったが、それは市民としての資格においてそうであったにすぎないのであって、市民は弁説の力強さや説得

⁷ Calhoun, 1992, p.31. 邦訳、21頁。

⁸ Calhoun, 1992, p.105. 邦訳、112頁。

⁹ 以下の要点整理に当たっては、Craig Calhoun, "Introduction: Habermas and the Public Sphere" in Calhoun (ed.), 1992, pp.6-29. を一部参考にした。なお、この部分は邦訳では訳出されていない。参照、山本他訳 1999年、332-334頁。

¹⁰ Habermas, 1990, S.56. 参照、細谷訳、1973年、13頁。

¹¹ Habermas, 1990, S.56. 参照、細谷訳、1973年、13頁。

¹² 以上、Habermas, 1990, S.56f. による。参照、細谷訳、1973年、13-14頁。

¹³ 細谷訳、1973年、14頁。

力、言葉を実行に移す強い責任感に裏打ちされた実績、勇敢、誠実、機知、親愛等の徳性によって評価され、優劣をつけられる。だから、市民たちは、優れた市民として他の市民らから賞賛を受けようと、「おのがじし他より傑出しよう (aristoiein) と努める。」¹⁴ このギリシア的公的生活ないし公共圏・公共空間のモデル——それは公的なものと私的なものの二重性を前提にしておき、両者は陰陽のごとく相互補完的な関係にあるもののだが——は、ハーバーマスによれば、「中世全体を通じてローマ法の諸定義の中で伝承され、公共性は公事 (res publica) として伝承されてきた。」¹⁵

この公共性が、中世的支配階級に独占される公事や代表的具現 (repräsentative Öffentlichkeit) のような形式性・様式性の殻を突き破って近代国家とそこに胚胎し成長する市民社会において新たな装いをまとうて復権する。ハーバーマス自身の言葉によれば、この公と私の二つのカテゴリーは、「特有の意味での市民的公共性の法的制度化と同様にその政治的自己理解にも資する」¹⁶ ことになり、公共性は普遍的な (nach vie vor) 「われわれの政治的秩序の組織化原理」¹⁷ と讃えられることになる。ハーバーマスがその後すぐに、公共性は「自由主義イデオロギーのほろくずとはちがう、それ以上のものであり、社会民主主義が弊履のごとく投げ捨てて平然としていられるものではない」¹⁸ といった、少々感情をあらわにした強い言葉を投げかけていることを見ると、彼がある種の“期待”を公共性に寄せていることを伺うことができるのである。

(2) ブルジョワジーの勃興と「議論する公衆」の登場

その“期待”が凝縮されて表現されたといってもよいのは、すでに本論の冒頭で引用した『公共性の構造転換』の「第2章 公共性の社会的構造 第4節 基本構図」の書き出しの文章で

であろう。市民たちが「当局によって規制されてきた公共性を、まもなく公権力そのものに対抗して自己のものとして主張する」¹⁹ そのような市民主体の政治的公共圏ないし公共空間の歴史的登場と発展こそが、「この約1世紀前からたしかにふたたび解体しつつあるものの」²⁰、近代を支えた「社会的基礎」だったとハーバーマスは言うのである。

ハーバーマスの公共圏論の特徴の一つは、このような市民的公共性を育んだのは、市民による自由闊達な議論、その媒介や記録となった新聞等のメディア、議論と併行して発展した人脈網、もしくはそのような議論等を可能にした文芸的公共圏 (die literarischen Öffentlichkeit)、具体的にはコーヒーハウス (英国)、サロン (フランス)、勉強会的食事倶楽部 (die gelehrten Tischgesellschaften) (ドイツ) 等の「施設 (Institutionen)」、であったと論じる点にある。初期の英国のビジネスマンはコーヒー・ハウスに集って、商売の話に花を咲かせ、各地から持ち込まれる目新しい情報 (= ニュース) がまた議論を活性化させた。18世紀初頭のロンドンにはすでに三千を超すコーヒー・ハウスがあって、それぞれに議論の核となる常連がたむろしていた。彼らの議論は時として国政に及ぶこともあり、それらの議論やニュースを記録し伝えるメディアとしての新聞がロンドンの、そして全国の、コーヒー・ハウス等の議論の場をつなぐ役割を果たした。われわれは、後に、英国におけるコーヒー・ハウスの発展についてより詳しく検討することとするが、ここでは、ハーバーマスが市民的公共圏のきわめて重要な形成要素として「議論 (Räsonnement)」を挙げていることを次の引用文により確認しておこう。

公権力の公共性が私人たちの政治的論議的になり、それが結局は公権力から全く奪取されるようになる前にも、公権力の公共性の傘の下で非政治的形態の公共性が形成される。これが、政治的機能を

¹⁴ 細谷訳、1973年、14頁。

¹⁵ 細谷訳、1973年、15頁。

¹⁶ Habermas, 1990, S.57.

¹⁷ Habermas, 1990, S.57.

¹⁸ 細谷訳、1973年、15頁。

¹⁹ Habermas, 1990, S.86. 細谷訳、1973年、46頁。

²⁰ Habermas, 1990, S.57.

もつ公共性の前駆をなす文芸的公共性なのである。それはまだ、それ自身の内部で旋回する公共の議論 (öffentliche Rasonnements) の練習場であり、これは民間人が彼らの新しい私的存在の直接の経験についておこなう自己啓蒙の過程であった²¹。

このように「論議する私人たちから成る公衆によって (vom Publikum der rasonierenden Privatleute) が政府当局によって規制されていた公共圏が奪取 (aneignen) され、公権力を批判する空間として確立される過程は、すでに公衆のための諸設備と議論用の舞台を備えた文芸的公共圏の機能変容 (Umfunktionierung) として実現した²²とハーバーマスが指摘した点は重要であり、よく言及される部分でもある。しかし、「公衆のための諸設備と議論用の舞台を備えた文芸的公共圏」がすでに存在し、それが機能変化すれば公権力と対峙するような市民主体の政治的公共圏がなかば自動的に誕生するかと言えば、そうではない。ハーバーマスが『公共性の構造転換』の「第3章 公共性の政治的機能 (Politische Funktionen der Öffentlichkeit)」で展開しているのは文芸的公共圏の変容の背景にある経済社会の構造変化の分析である。その章の実質的に第1節となる「第8節 モデルケースとしてのイギリスにおける発展 (Der Modellfall der englischen Entwicklung)」における彼の記述をまとめておこう²³。

16世紀にスペインの無敵艦隊を撃破して海洋国家としての覇権を確立したイギリスでは、名誉革命後、一方では資本主義的生産様式が普及して繊維業、金属加工業、製糸業等の製造業が発展拡大し、他方では土地貴族出身の次男以下 (die jüngeren Söhner) を核とする商社・商業が反映していった。もともとイギリスには土地所有者の利益 (landed interest) と商業的利益 (moneyed interest) の伝統的対立が存在していたが、その上に「すでに市場に定着していた古い世代の利害と、商工業の新部門のためにこれから市場を開拓しなければならない若い世代の利害との間

の対立²⁴が重なっていく。名誉革命後のイギリスでは、この対立が、資本主義の発展に伴い、より広範な層の人々を巻き込み、それらの人々を「論議する公衆」へと変えていった。それは、「その時々劣勢の派が政治的対決を公共圏の中へ持ち込もうとしたのはけだし当然の勢²⁵」だったからである。このような趨勢に、①イングランド銀行という資本主義的金融システムの中軸機関の創立、②事前検閲制度の廃止による公衆の論議の新聞を媒介とした社会への浸透、および③やがて議会権力を国家権力の最上位に押し上げることとなる最初の内閣政府の誕生という歴史的事件がはずみをつけた。

相反する利益の対立はやがて政党の対立の様相を見せ始める。すなわち、大地主層を主たる支持基盤とするトーリー党 (Tory Party) と自由主義的な経済政策を好むブルジョワジーを支持基盤とするホイッグ党 (Whig Party) との対立がそれである。もともとジェームズ二世 (James VII of Scotland and James II of England, 1633年～1701年) の王位継承問題をめぐる対立から誕生した二つの党派ではあったものの、名誉革命以降はこの二つの政党が議会多数派の座を争い、政権交代を繰り返すことによって英国型の政党政治が発展したことは周知の事実である。しかし、ここでわれわれが目にしたのは、政党政治それ自体の発展ではなく、政党の対立・抗争から生じた新聞がいかに政治的公共圏の形成に役割を果たしたかという点である。ハーバーマスは、ドイツ生まれの国王ジョージ一世 (George I, 1660年～1727年) のもとで30年近い支配を続けたホイッグ党に対抗する野党トーリー党が大規模な政治ジャーナリズムを創出し、指導者ボリングブローク (Bolingbroke, H. St. J., 1678年～1751年) らが1726年11月に発行した『クラフトマン (Craftsman)』およびそれに続く『ジェントルマンズ・マガジン (Gentleman's Magazine)』等によって「はじめて新聞 (die Presse) が本当に、政治的に論議する公衆の批判的機関とな

²¹ 細谷訳、1973年、48頁。

²² Habermas, 1990, S.116.

²³ 以下、Habermas, 1990, S.122ff. 細谷訳、1973年、86頁以下による。

²⁴ Habermas, 1990, S.123. 細谷訳、1973年、87頁。

²⁵ Habermas, 1990, S.123. 細谷訳、1973年、87頁。

り、『第四身分(fourth Estate)』²⁶となるのである」と述べている。したがって、この時代に発展した政治的ないし市民的公共圏においては「政治的に論議する公衆」と批判的新闻・ジャーナリズムがいわば唇齒輔車の関係にあったと言わねばならない。しかも、時の政権の政策や措置に対して批判的な市民の議論とそれを社会に伝播するジャーナリズムが制度的な地位を獲得することによって、「公権力の方も変化する。」²⁷その変化は、議会の議場の廊下の席がはじめてジャーナリストに与えられたり(1803年)、議事堂の火災後、議場の新築に当たって記者席が設置される(1834年)といった事実によつて具体的に現れることになる²⁸。

以上のように議会の完全公開が実現するまでには、英国においてすら、長い時間を要した。しかし、この期間こそ、「政治的に論議する公衆」が創造する公論(public opinion)が無視できない、いや場合によっては圧倒的な政治的影響力を発揮するようになる「熟成」過程であった。ハーバーマスは、トーリー党の下院議員であったフォックス(Charles James Fox, 1749-1806)の「意見形成の手段を公衆に与えるべきである(I ought to give the public the means of forming an opinion.)」という演説に注意を喚起している²⁹。その理由は、演説の内容よりも、公論を重視すべきだと野党議員フォックスをして語らしめた事情にあった。それは、小ピット(William Pitt, 1759-1806)が、フランス革命の衝撃に欧州が震撼していた「1791年にロシアに対する戦争準備を公論の圧力下で再び中止した」³⁰という事情である。ハーバーマスは一種の感慨を込めて次のように書いている。「公衆の政治的論議は、19世紀の閾を越えるまで、とにかくも大幅な組織化を遂げ、持続的な批判的解説者の役割で、議会の閉鎖性を決定的に打破し、議員たちに対する公認の討論相手へと発達していたのである。」³¹ 論議する公衆とその公論は、やがて選挙の拡大とともに、

英国政治において不動の、決定的とも言える地位を占めるようになる。

ハーバーマスはそのような地位を「公論による統治(government by public opinion)」と呼び、そのメルクマールを、当時劣勢に立っていたトーリー党党首ピール(Sir Robert Peel, 1788-1850)が1834年12月18日に発した「タムワース・マニフェスト(Tamworth manifesto)」に求めている³²。それは、「タムワース・バラの選挙民のみなさん」で始まるこのマニフェストが、自党が成立を阻んできた、選挙区定数は正を含む1832年の改革法(Reform Act of 1832 正式名称はAn Act to amend the representation of the people in England and Wales)を承認することをはじめ、当時の具体的な政治的イシューに対するトーリー党の立場を、「人々の良識と冷静な判断へのアピール」³³として、論議する公衆である選挙民に明らかにしたからにほかならない。ハーバーマスは言う。「公論は主義主張をめぐる論議の戦いにおいて形成され〔中略〕個々の人物への常識的な賛否のムードにおいて無批判的に形成されるものではなくなる。〔中略〕それゆえに公論は、その対象として、知名人(die prominente Personen)よりもむしろ状況の明確化(die definierte Sachverhalte)を必要とするのである。」³⁴

(3) 公論の広がり～フランスとドイツ

ハーバーマスはここで目を大陸に、すなわちフランスとドイツに転じる。フランスでは18世紀半ばに政治的に論議する公衆が登場する。しかし、彼らはフランス大革命が勃発するまでは英国のその批判的衝撃力を制度化する能力に欠けていた。政治ジャーナリズムは発達せず、検閲の許可を得ることなしに出版は許されず、身分制議会も存在していなかった。上級ブルジョワジーは存在していたものの、貴族や高級

²⁶ Habermas, 1990, S.126. 細谷訳、1973年、89頁。

²⁷ Habermas, 1990, S.126. 細谷訳、1973年、89頁。

²⁸ 参照、Habermas, 1990, S.126f. 細谷訳、1973年、91頁。

²⁹ 参照、Habermas, 1990, S.131-2. 細谷訳、1973年、95頁。

³⁰ Habermas, 1990, S.132. 細谷訳、1973年、95頁。

³¹ Habermas, 1990, S.132. 細谷訳、1973年、95頁。

³² タムワース・マニフェストの原文は、http://en.wikisource.org/wiki/The_Tamworth_Manifesto (2008年10月3日閲覧)を参照した。

³³ Stewart, 1978, p.95.

³⁴ Habermas, 1990, S.133. 細谷訳、1973年、96頁。

官僚と結びついて、経済的利害から国王に対立することもなかった。「すなわちただひとりの国王（とその官僚）以外のすべての人々は、平等に臣民であり、平等に政府に全く従属し——私人（Privatleute）になっている。」³⁵

ところが、ケネー（François Quesnay, 1694-1774.）、ミラボー（Victor de Riqueti, Marquis de Mirabeau, 1715-1789）、テュルゴー（Anne-Robert-Jacques Turgot, 1727-1781）らの重農主義者——ハーバーマスは彼らを最初の公論代表者（die ersten Exponenten der öffentlichen Meinung）と呼ぶ——が政府に任用されることによって事態は変化し始める。とりわけ「政治的に機能する公共性が絶対主義体制に突入するための突破口」³⁶をもたらしたのは財務長官に任命されたネッケル（Jacques Necker, 1732-1804）であった。彼が公表した国家財政の貸借対照表が市民の怒りをかき立て、政治的議論を沸騰させたのである。そのような論議の日常的な舞台となったのはカフェであった。1789年7月14日のバスティーユ監獄襲撃が嚆矢を放ったフランス革命後、ほとんど一夜にして、政治的に論議する公衆のために、それまで欠けていた諸制度を創出する作業が行われる。クラブ的諸党派（die Clubparteien）が発生して議会内派閥のリクルート源となり、三部会（Estates General）も議論の公開を実現し、議会報道のためのジャーナルである『討論と布告の日刊誌（Journal des Débates et des Décrets）』が発刊されたこと等々がそれである。

このような政治的公共圏の事実上の制度化に劣らず重要であるのは、その法律的規範化（ihre juristische Normierung）であるとして、ハーバーマスは1791年憲法第11条の規定（「思想と意見の自由な伝達は、人間のもっとも重要な権利のひとつである。したがって、何びとも、法によって定められた場合におけるこの自由の乱用の責任を別として、自由に語り、書

き、印刷することができる。』）等の革命憲法を挙げている。彼によれば、「公共性の政治的機能は、フランスの革命憲法の法典化から出発して、たちまち全ヨーロッパに流布されるスローガンになる。」³⁷ハーバーマスは、ドイツ語のÖffentlichkeitの原形はPublizitätであり、それはフランス語を模して造られたという。しかし、フランス革命の影響を受けたにせよ、ドイツではごく短い一時期と一部の地域を除いては、議会活動が普及することはなかった。そのドイツでは、宮廷から独立できなかった貴族はブルジョワ知識層との強力なコミュニケーションのネットワークを発達させることができず、政治的に論議する公衆は市民層の私的集会（die privaten Zusammenkünften der Bürgerlichen）に、とくに読書クラブ（die Lesegesellschaften）に、その場所を見いだすこととなった。「クラブはその議長を定則に従って選び、新規加入者の採用を多数決で議決し、一般に論争問題を会議方式で処理し、〔中略〕もっぱら論議する公衆として公共性を形成しようとする市民層の私人たちの要求に奉仕するものである。彼らは、雑誌を読み、これについて談論し、個人的見解を交換し、そして90年代以来、『公論（öffentliche）』と呼ばれたものの表明に参加しようとする。」³⁸

そうした公論に素材を提供した「政治的内容の雑誌」として、ハーバーマスは、ドイツのみならずスウェーデンやロシアを股にかけて活躍した歴史学者、政治学者にして先進的ジャーナリスト、シュレーツァー（August Ludwig von Schlözer, 1735-1809）³⁹の『国家評論』（Staatsanzeigen, 18vols. 1782-1793）やウィーラント（Christoph Martin Wieland, 1733-1813）の『ドイツチャー・メルクール』（Teutscher Merkur, Weimar 1773-1789）⁴⁰等を挙げ、こうしたドイツ南西部において「最初の政治的出版物」を上梓した著者たちに領主らが加えた長期幽閉等の残忍な弾圧⁴¹は、それらが「確かな公開性の批

³⁵ Habermas, 1990, S.134. 細谷訳、1973年、98頁。

³⁶ Habermas, 1990, S.136. 細谷訳、1973年、99頁。

³⁷ Habermas, 1990, S.137. 細谷訳、1973年、100頁。

³⁸ Habermas, 1990, S.140f. 細谷訳、1973年、103頁。

³⁹ |シュレーツァーの略歴と主要著作については、http://www.1911encyclopedia.org/August_Ludwig_von_Schlozer（2008年11月25日閲覧）を参照した。

⁴⁰ 本書は、<http://books.google.com>より、初版本を当時の印刷イメージでダウンロード可能である。

⁴¹ 「弾圧」の具体例としては、Habermas, 1990, S.141. の注41. 細谷訳1973年、123頁、注40. に詳しい。

判力を有していたことの徴⁴²と述べている。

(4) 「市民的公共圏」の経済的基盤

以上のように英国からフランスへ、そしてドイツへと、公共空間がその態様の差はあれ伝播し発展していったことの制度的基盤としてハーバーマスが強調しているのは経済的基盤である。彼は言う、「この『発展した』市民的公共性を成り立たせる社会的前提条件は、傾向的に自由化された市場であり、これは社会的再生産の圏における交渉を、できうるかぎり私人相互の問題とし、このようにはじめて市民社会の私有化を完成させるものなのである」と⁴³。その意味で、私有財産を自由に処分できる新しく強力な私有化（Privatisierung）の制度化ないし法制化こそが、公共空間に対する資本主義の決定的な貢献だった。

啓蒙書『民法のすすめ』の中で本論にもきわめて示唆的な「第4章 民法と市民社会」を展開した民法学者・星野英一は、「公法は、相手方である私人の義務を一方的に定め、またこれに対応する国家等の権利を実力で表現することを認める点が特色である」のに対し、私法においては「権利義務の設定は、法律が定める場合のほかは、個人間の自由な合意に委ねられて」おり、「設定された権利は、実力を行使して実現することはできない（近代法における『自力救済禁止の原則』）」という意味で、「私法とは、平等な個人相互間の関係につき、両者の合意を尊重して、彼らを平等に規律する法律」のことであると述べている⁴⁴。つまり、市場における財産所有者の平等（parity）を謳い保障する民法の制定と普及は、公共空間において然るべき教養を持った個人が対等に議論する社会的条件を整えたことになる。まさしく、「民法の大規模な法典化によって、厳密な意味での私生活圏、すなわち身分的及び国家的負担から傾向的に解放された私人相互間の交渉を確保する規範体系

が展開される」こととなったのである⁴⁵。市民社会を「一人一人がかけがえのない存在である自由、平等で自立した人間が自由意思によって取り結ぶ社会」⁴⁶と定義する星野を再び引用すれば、「民法とは、自立した平等な人間相互の非権力的で自由な関係を規律する基本的な法だから、『狭義の市民社会』を規律する法律としてまさしくこれにぴったり適合するものである。」⁴⁷

このようにハーバーマスも、そして星野も、資本主義的發展がもたらした、公権力の統制から解放された、自律的にかつ自由に競争する私有圏こそが自由に議論する公衆が躍動する市民的公共圏を誕生せしめたと論じる。しかし、ハーバーマスにおいては、さも資本主義の本質のように言われる「この特殊形態の競争資本主義」は「束の間の幸福な一瞬だけ持続した」にすぎないと冷やかに見ている点に⁴⁸、われわれは注意を喚起しておくべきであろう。

ハーバーマスの視点が冷ややかなのは、民法典を制定した市民的法治国家における「公共圏の矛盾に満ちた制度化（die widerspruchsvolle Institutionalisierung der Öffentlichkeit）」とイデオロギーによるその矛盾の隠蔽を見越していたからにはほかならない。理念的には、市民社会には自由競争による自己規制力（sich selbst regulieren）がある、すなわち、市場を律する法則は一種の自然秩序とみなされていた点が重要な問題だったのである。だから、市民社会は権力と支配に関しては中立的であり、そこでの議論は私有圏としての市民社会の十全な発展に資する適切な政策をめぐるだけのものではなかった。ハーバーマスの言によれば、「市民的法治国家は、活発な公共性にもとづいて公権力を（それ自身は権力に対して中立化され支配からは解放されたとみなされる）民間圏の欲求に従属させることを保証するような、公権力の組織化形態であることを標榜している。こうして憲法規範は、市民社会のモデルを基準にしているわけで

⁴² Habermas, 1990, S.141.

⁴³ Habermas, 1990, S.141. 細谷訳、1973年、105頁。

⁴⁴ 参照、星野2006年、80頁。

⁴⁵ Habermas, 1990, S.144. 細谷訳、1973年、106頁。

⁴⁶ 星野、2006年、120頁。

⁴⁷ 星野、2006年、122頁。

⁴⁸ Habermas, 1990, S.148. 細谷訳、1973年、109頁。

ある」。しかし、「その社会の現実はこのモデルに決して適合していない。」⁴⁹ この矛盾は、やがて、移りゆく時代の試練に晒されることになる。「実は独特な歴史的な性格をもっている」この時代の市民たちは、妥協策を引き出すために、あるいは権力を行使するためにではなく、彼らの社会に内在する法則を発見するために、批判的議論を展開していることを自覚していた。「公共性の『支配』とは、それ自身の理念によれば、その中で支配一般が解消するような秩序のことである。」⁵⁰

そのことを、ハーバーマスはホッブス(Thomas Hobbes, 1588-1679)の言葉を入れ替えて、「権威ではなく、真理が法を創る (veritas non auctoritas facit legem)」と諧謔的に表現している。彼は、続けて、「公けの場での議論は意志 (voluntas) を理性 (ratio) に変えるはずのものであった。その理性とは、普遍的な利益のために実際に必要なものに関する合意を私的な意見が公の場で競い合うことで明らかになるようなものであった。」⁵¹ とこの部分をイタリックで強調して述べている。それは、彼が、合理的な議論によって理性 (ratio) が生まれるという、信仰にも似た確信は、資本主義の特定の発展段階という経済的条件のみならず、ブルジョワ家族の親密圏から派生した無形の、もしくは純粋な、ヒューマニティを反映したものであったことを示唆したかったからだろう⁵²。現に、ハーバーマスは次のように言い切っている。

市民的公共性は、一般公開の原則と (mit dem Prinzip des allgemeinen Zugangs) 生死をとにもする。一定の集団をもともと排除した公共性は、不完全な公共性であるだけでなく、そもそも公共性ではないのである。だからこそ、市民的法治国家の主体と

して通用しうる公衆は、自分たちの圏をこの厳密な意味での公共性として理解し、彼らの反省的検討のなかで原理的には万人の帰属性を先取りしているのである。個々の私人も、端的に人間であり、すなわち道徳的人格である。〔中略〕この公共性は、政治的機能を引き受けるときにも、依然として文人的 (literarisch) である。教養が、ひとつの入場基準であり、財産が、もうひとつの入場基準である⁵³。

つまり、「教養」と「財産」はセットであった。「教養」は、それを身につけるだけの十分な教育を受けることを可能とする経済力があってはじめて獲得できるものである。しかし、「学校教育は当時、特定の社会的地位につくための前提条件というよりも、むしろその社会的地位からの帰結であり、そしてこの地位は主として財産を基準にして定められていた」し⁵⁴、「政治的に機能する公共性への参加」資格、つまり選挙権 (Wahlrecht) も、たとえばフランス革命後の1791年憲法がそうしたように、『人および市民の権利宣言』(Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen, 1789年8月26日) 第1条は「人は、自由で権利において平等なものとして生まれ、かつ、自由で権利においても平等なものであり続ける。」⁵⁵と規定していたにもかかわらず、納税額で有権市民 (les citoyens actifs) と無権市民 (les citoyens passifs) に振り分けられていた⁵⁶。ハーバーマスは、このような制限選挙は必ずしも「公共圏それ自体の制約」(Einschränkung der Öffentlichkeit selber) ではなかったと言う。それは、彼の理解では、「このような選挙権の制限も、私生活圏においてかちとられた地位——すなわち教養と財産のある民間人という社会的地位——の単に法律的な追認とみなされえた」⁵⁷からである。まさしく、「人

⁴⁹ Habermas, 1990, S.155. 細谷訳、1973年、115頁。

⁵⁰ Habermas, 1990, S.153. 細谷訳、1973年、113頁。

⁵¹ Habermas, 1990, S.153. 細谷訳、1973年、113頁。

⁵² 参照、Calhoun, 1992, p.16.

⁵³ Habermas, 1990, S.156-7. 細谷訳、1973年、116頁。

⁵⁴ Habermas, 1990, S.153-4. 細谷訳、1973年、116頁。

⁵⁵ 高橋(編)、2007年、316頁。

⁵⁶ 1791年憲法 (la Constitution de 1791) の第1章第2節第2条は、有権市民の要件として、法律に定められたとき以来、都市もしくはカントン上居住する25歳以上の成人フランス人男子で、「王国内のいずれかの場所において、少なくとも3労働日の価格 (valeur de trois journées de travail) に等しい直接税を支払い且つその支払証明書を提示すること。」「召使い即ち奉公人の身分でないこと。(N' être pas dans un état de domesticité, c'est-à-dire de serviteur à gages) 」「その居住地の市町村役場において、国民軍 (garde nationale) の名簿に登録 (rôle) されていること。」等を定めている。参照、Tulard et al. 1987年、p.679. 中村(編訳) 2003年、20-21頁。なお、1791年当時の統計によれば、有権市民数は4,298,360人で総人口の15.6%で、25歳以上の成人男子の61%であった。Tulard et al. 1987年、p.650. による。

⁵⁷ Habermas, 1990, S.157. 細谷訳、1973年、116-117頁。

間 (homme) がとりもなおさず私有財産主であり、市民 (citoyen) として私的秩序としての財産秩序の安定性を配慮すべきだとされていた間は、なんの断絶もなかった」⁵⁸ のである。

だが、これはある種の「欺瞞」にはかならない。なぜなら、そもそも「法治国家がその政治的機能において制限する圏の一般的公開性は、市民社会の構造によって始めから決定されなくてはならず〔中略〕、万人が参加基準をみたし、すなわち教養と財産のある人物たるための私的自律の資格を取得する平等な機会を方々に許容するような経済的社会的条件がととのったときに、はじめて公共性が保証される」⁵⁹ からである。「教養と財産」を兼ね備える市民たちの「公論」の基礎は、実は、階級的利害関心 (die Klasseninteresse) であったにもかかわらず、上述のようなある意味特殊な時代背景によって「客観的にも公益と少なくとも大幅に合致し、この世論が公論として、すなわち公衆の論議によって媒介され、したがって理性的な論理として通用することができた」⁶⁰ にすぎない。

だからこそ、ハーバーマスは、そこにイデオロギーの起源を見いだす。「もしも公衆が支配階級として自己を閉鎖して公共性の原理をすてざるをえなかったとすれば、公論はすでに当時、強制へと転化していたであろう。」だが、「公共性が圏として実在し原理として機能していた間は、公衆が自分の存在と行為として信じていたものは、イデオロギーであるとともに、単なるイデオロギー以上のものであった。」⁶¹ 「公共性が圏として実在し原理として機能していた間は」という部分がとくに重要である。なぜなら、ハーバーマスは、公論に階級的支配の契機を見抜いていたにもかかわらず、その公論を生み出す市民的公共空間に、「それ自身の止揚の理念を真実味をもってその客観的意味として取り入れる政治的制度を發達させた」点、すなわち、「権威ではなく、真理が法を創る (veritas

non auctoritas facit legem)」という言葉に込められた「公論というものの持つ誰も納得せざるを得ない洞察」(in der zwingenden Einsicht einer öffentlichen Meinung sich durchsetzt) が支配をも溶解させてしまう理念 (die Idee der Auflösung der Herrschaft) の作用を看取していたと思うからである⁶²。その意味で、ハーバーマスが使うイデオロギーの概念は、「社会的に不可欠な意識をその虚偽性において直截に呈示する」⁶³ ものというだけではなく、「単に正当化のためだけであるにせよ、既成事実 (das Bestehende) をユートピア的に凌駕することで、真実であるような要素 (ein Moment) を含んでいる」⁶⁴ のであった。だからこそ、「イデオロギー」はこの時代以降にはじめて存在するようになったと彼は言い、続けて、「その根源は、『財産主』と『人間そのもの』(Meschen schlechthin) の同一性ではなからうか。」⁶⁵ と、階級的利害の特殊性と公益を信奉する理性の普遍性の平和的共存 (?) にその根拠を求めている。次の件は、その意味で、さらに言えば、ハーバーマスの「市民的公共圏」を理解する上で、重要である。

私人が市民的法治国家の政治的に機能する公共性において公衆として具える役割において、すなわち政治的公共性と文芸的公共性との同一視において、そうであるし、また階級利害が公共的論議によって媒介されて公益の仮象を帯びようになる公論において、すなわち支配と、単純な理性へのその止揚との同一視においても、そうである⁶⁶。

だが、この平和的共存は永くは続かなかった。それは、市民的公共性の存立基盤である社会的諸前提がまもなく重大な変化を遂げることで、市民的法治国家内に制度化された公共圏の矛盾が吹き出し、すべての支配に不寛容なはずのその公共圏の原理に立脚した政治的秩序の社会的基盤それ自体が「どうしても支配を不必要にし

⁵⁸ Habermas, 1990, S.157. 細谷訳、1973年、118-119頁。

⁵⁹ Habermas, 1990, S.157. 細谷訳、1973年、117頁。但し、傍点筆者。

⁶⁰ Habermas, 1990, S.159. 細谷訳、1973年、119頁。

⁶¹ Habermas, 1990, S.159. 細谷訳、1973年、119頁。但し、傍点筆者。

⁶² 参照、Habermas, 1990, S.159. 細谷訳、1973年、119頁。但し、傍点筆者。

⁶³ Habermas, 1990, S.160.

⁶⁴ Habermas, 1990, S.160.

⁶⁵ Habermas, 1990, S.160.

⁶⁶ Habermas, 1990, S.160. 細谷訳 1973年、119頁。

なかった」⁶⁷からである。こうして、ハーバーマスは、『公共性の構造転換』の第4章において、イデオロギーの問題を論じることになる。【以下、次号】

参考文献

- ・阿部 潔 [1998年]、『公共圏とコミュニケーション—批判的研究の新たな地平』、ミネルヴァ書房。
- ・ブリュレ、ピエール〔青柳政規（監修）〕[1997年]、『都市国家アテネ—ペリクレスと繁栄の時代』、創元社。
- ・Butsch, Richard [2007年] , *Media and Public Spheres*, N.Y.: Palgrave Macmillan.
- ・Calhoun, Craig (eds.) [1992年] , *Habermas and the Public Sphere*, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press. 邦訳：山本 啓・新田 滋（訳）『ハーバーマスと公共圏』（未來社、1999年）。
- ・Castells, Manuel [1996年] , *The Information Age: Economy, Society and Culture Volume I; The Rise of the Network Society*, Oxford, UK: Blackwell Publishers.
- ・Castells, Manuel (ed.) [2004年] , *The Network Society: A Cross-cultural Perspective*, Cheltenham, UK: Edward Elgar.
- ・Chadwick, Andrew [2006年] , *Internet Politics: States, Citizens, and New Communication Technologies*, New York: Oxford University Press.
- ・Cohen, Jean [1988年] , “Discourse Ethics and Civil Society,” *Philosophy and Social Criticism*, Vol.14, pp.315-337.
- ・Cohen, Jean L. and Andrew Arato [1992年] , *Civil Society and Political Theory*, Cambridge, Massachusetts: The MIT Press.
- ・Cowan, Brian [2005年] , *The Social Life of Coffee: The Emergence of the British Coffeehouse*, New Haven: Yale University Press.
- ・Diesing, Paul [1962年] , *Reason in Society : Five Types of Decisions and their Social Condition*, Urbana : University of Illinois Press.
- ・Eagleton, Terry [1984年] , *The Functions of Criticis*, Thetford, Norfolk, UK: The Thetford Press.
- ・Egar, Elizabeth, Charlotte Grant, Cliona O’ Gallechoir and Penny Warburton (eds.) [2001年] , *Women and the Public Sphere: Writing and Representation 1700-1830*, Cambridge, U.K.: Cambridge University Press. 4 *Science and History Writings*, London: Pickering & Chatto.
- ・Eriksen, Errik Oddvar and Jarle Weigård [2003年] , *Understanding Habermas: Coomunicative Action and Deliberative Democracy*, New York: Continuum.
- ・Ess, Charles (ed.) [1996年] , *Philosophical Perspectives on Computer-mediated Communication*, Albany, N.Y. : State University of New York Press.
- ・Felski, Rita [1989年] , *Beyond Feminist Aesthetics: Femis Literature and Social Change*, Cambridg: Harvard University Press.
- ・藤原保信・三島憲一・木前利秋（編著）[1987年]、『ハーバーマスと現代』、新評論。
- ・Habermas, Jürgen [1981年 a] , *Theorie des kommunikativen Handelns*, Band 1: Handlungsrationalität und gesellschaftliche Rationalisierung, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.
- ・Habermas, Jürgen [1981年 b] , *Theorie des kommunikativen Handelns*, Band 2: Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.
- ・Habermas, Jürgen [1990年] , *Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Frankfurt am Main: Suhrkamp Verlag.
- ・Habermas, Jürgen [1992年] , *The Sturctural Transformation of the Public Sphere: An Inquiry into a Category of Bourgeois Society*, Paperback edition, Cambridge, UK: Polity Press.
- ・ハーバーマス、ユルゲン〔細谷貞雄（訳）〕[1973年]、『公共性の構造転換』、[初版]、未來社。
- ・ハーバーマス、ユルゲン〔細谷貞雄（訳）〕[1994年]、『公共性の構造転換』、[第2版]、未來社。
- ・ハーバーマス、ユルゲン〔河上倫逸・M. フーブリヒト・平井俊彦（訳）〕[1985年]、『コミュニケーションの行為の理論（上）』、未來社。
- ・ハーバーマス、ユルゲン〔藤沢賢一郎・岩倉正博・徳永恂・平野嘉彦・山口節郎（訳）〕[1986年]、『コミュニケーションの行為の理論（中）』、未來社。
- ・ハーバーマス、ユルゲン〔丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場学瑛江・脇 圭平（訳）〕[1987年]、『コミュニケーションの行為の理論（下）』、未來社。
- ・ハーバーマス、ユルゲン〔清水多吉・朝倉輝一（訳）〕[2005年]、『討議倫理』、法政大学出版局。
- ・浜林正夫 [1971年] 『増補版 イギリス市民革命史』、未來社。
- ・Hobbes, Thomas [1983年] , *De Cive (The LatinVersion entitled in the first edition ELEMENTORVM PHILOSOPHIÆ SECTIO TERTIA DE CIVE and in later editions ELEMENTA PHILOSOPHICA de CIVE): A Critical Edition by HowardWarrender*, Oxford at the Clarendon Press. (トマス ホブス [本田裕志（訳）] [2008年]、『ホブス市民論—近代社会思想コレクション01』、京都大学学術出版会。
- ・干川剛史 [1996年]、『批判理論と情報—フランクフルト学派におけるメディアと公共圏』（澤井 敦・小林修一・菅野博史・干川剛史・鈴木智之『現代社会理論と情報』、福村出版。
- ・星野英一 [2006年]、『民法のすすめ』、岩波書店。
- ・本多幸子 [2009年]、『公共空間の理論と動態に関する一考察—市民的創造の視点から—』、同志社大学大学院総合政策科学研究科博士論文。
- ・今井 宏 [1984年] 『クロムウェルとピューリタン革命』、清

⁶⁷ Habermas, 1990, S.160. 細谷訳、1973年、120頁。

- 水書院。
- ・マキアヴェッリ [1999年] [米山喜晟・在里寛司 (訳)] 『フィレンツェ史』——マキアヴェッリ全集3]、筑摩書房。
 - ・中岡成文 [2003年]、『ハーバーマス コミュニケーション行為』、講談社。
 - ・中村義孝(編訳) [2003年]、『フランス憲法史集成』、法律文化社。
 - ・斉藤純一 [1987年]、『政治的公共性の再生をめぐる』(藤原・三島・木前、1987年)、255 - 274 頁。
 - ・篠原雅武 [2007年]、『公共空間の政治理論』、人文書院。
 - ・Stewart, Robertk [1978年]、『The Foundation of the Conservative Party 1930-1867, London: Longman.』
 - ・山本 啓 [1980年]、『ハーバーマスの社会科学論』、勁草書房。
 - ・吉田 純 [2000年]、『インターネット空間の社会学——情報ネットワーク社会と公共空間』、世界思想社。